

創業塾を開催します

横芝光町で開業・起業を検討されているみなさんを支援するため、創業塾を開催します。経営相談、開業・起業に関わるさまざまな疑問に、専門知識を有した指導員が丁寧にアドバイスします。

「特定創業支援事業」を受けて創業する方は、株式会社等を創業する際の登記に係る登録免許税の軽減や創業関連保証の拡充などの国の支援を受けることができます。

▼第1回▲ 1月15日(水)
事業を開始するための心構え、経営戦略、マーケティング

▼第2回▲ 1月29日(水)
事業計画立案の基礎、公的融資制度の活用

▼第3回▲ 2月12日(水)
開業準備の基礎知識と法務、中小企業施策

▼第4回▲ 2月26日(水)
創業にあたっての経験談、企業と労務、事業計画策定のまとめ

《共通事項》

時間 午後7時～8時30分
※創業塾終了後に個別相談会を実施します。

ところ 商工会

講師 中小企業診断士

定員 15人

その他 要事前申込

申問 商工会 ☎(82)0434

産業課経済班 ☎(84)1215

償却資産をお持ちの方は申告が必要です

償却資産とは、工場や商店などの経営や農業を営んでいる法人・個人が、その事業のために用いる機械、器具、備品などのことで、固定資産税の課税対象となります。償却資産をお持ちの方は、毎年1月末までに町へ申告していただく必要があります。

申告対象となる資産

毎年1月1日現在に所有している有形固定資産で、その減価償却が法人税法、所得税法の規定により損金または必要経費に算入されるもの

- ・構築物(門、塀、駐車場アスファルト舗装など)
- ・機械及び装置(ポンプ、建設工業機械など)
- ・船舶
- ・車両及び運搬具(貨車など)
- ・工具・器具及び備品(冷暖房機器、ロッカー、パソコンなど)

※無形固定資産(鉱業権・特許権など)及び自動車税、軽自動車税の課税対象となっていない自動車は対象になりません。

太陽光発電設備も償却資産です

10キロワット以上の太陽光発電設備または10キロワット未満でも、事業用の場合は償却資産となり、固定資産税の対象となります。

固定資産税(償却資産)の状況調査に取り組んでいます

現在、納税者の適正な申告の確保と未申告者の解消を図り、公正な課税を行うために、償却資産の状況調査に取り組んでいます。

償却資産が未申告、または正しく申告されていない状況を把握し、今後必要に応じて現地調査を行う予定です。ご協力をお願いします。

太陽光発電設備に係る固定資産税(土地)の課税

太陽光発電設備を設置すると課税地目が変更され、翌年度の税額が変更になる場合がありますので、設備を設置した場合にはご連絡ください。

☎(84)1212
問 税務課資産税班

横芝光町長選挙は令和2年3月15日です

▶選挙期日

令和2年3月15日(日)
【令和2年3月10日(火)告示】

▶立候補届出日

令和2年3月10日(火)
午前8時30分～午後5時

立候補予定者説明会

▶とき

令和2年1月21日(火)
午後1時30分～

▶ところ

役場2階第1会議室

※立候補に必要な届出書類を配付しますので、立候補を予定している方はご出席ください。

問 町選挙管理委員会

☎84-1211